

1. 情報通信インフラの整備について

地域社会や家族と遠く離れた海上という特殊な環境下で就労する船員にとって、安全運航に不可欠な気象・海象情報の取得、緊急時の無線医療体制の維持はもとより、家族とのコミュニケーションや陸上社会とのつながり、船員のメンタルヘルスの維持などの観点からも、海上における情報通信インフラの整備は必要不可欠です。

近年の情報通信技術の進歩により、様々な情報取得やコミュニケーション手段としての通話や通信、映像配信などのサービスが利用可能になるとともに、新たなサービスの提供や通信環境整備も進められている。

海上においても陸上と同様な情報通信サービスが利用できるよう、高速衛星通信が利用可能となる海上ブロードバンド設備の設置促進とともに、料金の低廉化に向け支援いただきたい。また、日本沿岸航行時に存在する携帯電話や地上デジタルテレビ放送の電波不感地帯の解消も含め船陸間通信の充実を図りたい。

2. 洋上投票制度について

洋上投票制度では、事前に「選挙人名簿登録証明書」や「投票人名簿登録書」の取得、指定市区町村の選挙管理委員会による投票送信用紙等の交付が必要となるほか、船内での送信完了の確認や、投票記載部分と必要事項記載部分の切り離し、帰港後の投票用紙の送付など一連の手続きが必要となる。

在外選挙インターネット投票システムの技術的検証および運用等に係る調査研究の最終報告において、システムの構築に必要な具体的な方針の作成のため有識者の意見等を踏まえながら方向性を検討・整理するとされている。

多様化した船舶の運航形態に応じて、すべての船員が公民権を行使できるよう、柔軟な対応や運用を図っていただくことと併せ、手続きの煩雑さを解消いただきたい。また、証明書を取得後に陸上の投票所でも円滑な投票を行えるよう、各選挙管理委員会に対して制度自体に関する周知徹底を図っていただきたい。

3. 船員税制確立への取り組みについて

船員は家族や陸上社会と離れ、職住一体となった特殊な労働環境のもとにあり、行政サービスの受益が一定程度制限されている。

住民税の減免については、各自治体の裁量により可能であるところ、現在、三重県の四日市市・鳥羽市・志摩市、静岡県焼津市、愛媛県の今治市・上島町の6自

治体において実施されている。住民税減免措置の他の地域への拡大に向け支援いただきたい。

【消 防 庁】

1. コンタミに関する課題について

危険物のいわゆる「コンタミ」の防止については、元請および輸送の各事業者団体と共同で「危険物荷卸し時相互立ち会い推進全国一斉キャンペーン」を継続的に取り組んでいただいているところであるが、多くの給油所等において、依然として、荷卸しを受ける側の危険物取扱者が不在または無資格者が対応、あるいは接客を理由に対応できない等の事情で、ドライバー単独で荷卸しをせざるを得ない状況が散見される。

また、立ち合いが可能となるまで給油所で待機することは、給油所の運営状況や荷主である給油所のオーナーとの関係、その後の配送予定などから困難な状況もある。

さらには、油種ごとの着色や注入口、「ハイテクローリー」等により、定められている手順で作業すれば、コンタミは避けられるはずであるが、施設・設備等の老朽化により油種区分が不鮮明になっている状況、とりわけ商社を介した石油メーカー系列外の給油所において安全装置を解除しなければ対応できない状況、ドライバーが早急に荷下ろししなければならぬ状況、等があいまって発生しているのが現実である。ついては、実態を把握したうえで、給油所の安全に対する意識を改善すべく、引き続き、行政指導を強化されたい。

2. 危険物貨物輸送の安全について

(1) ISOコンテナにおける移動タンク貯蔵所に関する手続きについて

貴庁の「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」の報告書において、ISOコンテナにおける移動タンク貯蔵所のタンクコンテナを追加する際に軽微な変更工事に該当するか否かを確認する資料について、電子申請システムや電子メール等による事前の資料提出の受付を推進するとされたことを評価しており、早期実現に向け取り組まされたい。

(2) SDSの交付およびイエローカードの法制化と運用改善について

貴庁の「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」の報告書において、輸送事業者がイエローカードの携行を徹底できるよう、また、輸送前後（輸送過程の途中）で危険物の貯蔵・取扱いを行う事業者において適切な貯蔵・取扱いが徹底されるよう、荷主から当該事業者に対して荷物の危険物情報を適切に伝達す

ることとされたことを評価している。しかし、同検討会の調査結果では、「海外から国内へ輸入されるコンテナの危険物情報をより確実に伝達を行うためには、発注者（荷主）から関係事業者へのより一層確実な情報伝達が必要なことが改めて分かった」とされており、イエローカードによる危険物情報伝達の奨励事例等が示されている。については、日本化学工業協会の自主的運用であるイエローカードについては引き続きの指導に留まらず、他省庁との連携を図るとともに、都度の運行時に日付入りの文書として荷主責任として交付するよう法制化されたい。

また、安全データシート（SDS）は、国内の危険物輸送における緊急対処に係る重要な情報であることから、ISOコンテナの国内輸送においては、日本語での交付の義務付けについて、検討されたい。加えて、消防法上のSDS義務付けは無く、危険物取扱者同乗で事足りるとのことであるとしているが、危険物従事者の事故時対応において、連絡体制に不測の事態となった場合においても、緊急対処できるようISOコンテナ輸送に限り、SDSの義務付け等の法整備を検討されたい。

（３）危険物の規制の国際ルールへの統一について

危険物に関するコンテナ輸送については、外航海運・内航海運ともに国際ルールで運用されているが、陸上輸送となった時点で危険物の定義に差異が発生することとなる。については、法改正も視野に、国際ルールに調和した基準に再編されたい。

3. フレキシブルバックによる危険物貨物輸送の禁止について

依然として、ドライコンテナによるフレキシブルバックを用いた輸送がコスト削減を理由に行われている。消防法による危険物（液体）自体のドライコンテナでの輸送は無いと思われるが、動植物油（液体）に関しては行われており、フレキシブルバック自体も再利用されていて劣化による流出事故の報告も多数ある。

いかに発火点が高い動植物油であっても、流出事故ともなると車両火災や重大災害が発生し、運転手や一般市民が危険な事故に巻き込まれる状況となるため、動植物油（液体）のISOコンテナでの輸送についてはタンクコンテナでの輸送に限るように国土交通省自動車局と連携して改正するとともに、危険物の液体輸送におけるタンクコンテナ輸送推進に向けた具体的な取り組みの進捗状況を示されたい。また、貴庁においては「危険物輸送の動向等を踏まえた安全対策の検討会」が設置されているが、検討事項にある「海外製の特殊な容器、国連規格や機械器具等における危険物の運搬に関する事項」にフレキシブルバックでの運送も加えられたい。